

令和元年度総合相談窓口(ブランチ)事業実施基準に基づく評価結果一覧

資料7

【評価期間:平成31年4月1日～令和2年3月31日】

事業実施基準		ブランチ	基準該当ブランチ数	基準該当率(%)	北区			
					1	2	3	
					大淀	梅田東	豊崎	
運営体制	1 職員の適正配置		3	100	○	○	○	
	専門性の確保	2 計画的な研修実施	3	100	○	○	○	
		3 市主催研修への参加	3	100	○	○	○	
		項目総合	3	100	○	○	○	
	4 緊急時の体制整備		3	100	○	○	○	
	5 苦情解決体制の整備		3	100	○	○	○	
6 個人情報保護		3	100	○	○	○		
業務別取組み	ネットワークの構築	7 地域ケア会議の開催	3	100	○	○	○	
		8 ブランチ連絡会への参加	3	100	○	○	○	
		9 地域関係者との連携	3	100	○	○	○	
		10 包括との協働・課題のまとめ	3	100	○	○	○	
		項目総合	3	100	○	○	○	
	総合相談	11 相談実件数の基準要件	2	66.7	○	○	未	
		12 訪問実件数の基準要件	3	100	○	○	○	
		13 相談延件数の基準要件	3	100	○	○	○	
		14 訪問延件数の基準要件	3	100	○	○	○	
		15 介護予防対応	3	100	○	○	○	
		16 事例フォロー	3	100	○	○	○	
		項目総合	2	66.7	○	○	△	
	認知症高齢者等支援	17 情報共有	3	100	○	○	○	
		18 会議への参画	3	100	○	○	○	
		項目総合	3	100	○	○	○	
	権利擁護・虐待防止	19 初動期対応・連携	3	100	○	○	○	
		20 成年後見制度の相談対応	3	100	○	○	○	
		項目総合	3	100	○	○	○	
	21 ブランチの周知活動		3	100	○	○	○	
	総合結果					####	####	未

・各項目における判定基準については、「評価のてびき」掲載の「総合相談窓口(ブランチ)事業実施基準」とおり。

・各項目において、評価基準を満たしていれば「○」、満たしていなければ「未」。